

## 平成 30 年 第 8 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 平成 30 年 8 月 17 日（金）午後 2 時 04 分～午後 3 時 21 分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4 階 正庁ホール
3. 出席委員数 12 名
4. 欠席委員数 3 名

会長	15 番	後藤 敏生	出						
委員	1 番	麻生祐三子	出	6 番	津高 昭基	欠	11 番	神志那静清	出
	2 番	後藤 綾子	出	7 番	森田 孝市	出	12 番	工藤 妙子	出
	3 番	田島 茂	出	8 番	小野伊八郎	出	13 番	神田 隆善	出
	4 番	清田 義幸	欠	9 番	衛藤 英教	出	14 番	安藤 哲生	出
	5 番	木津 一秀	出	10 番	矢野 源平	欠			

5. 議事録署名委員の指名

1 番 麻生祐三子                      2 番 後藤 綾子

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長      衛藤 成史  
 係 長          藤田 鉄也  
 係 員          藤田 美智          川原 一仁          川野 展弥

7. 議事日程

- ( 1 ) 議案第 48 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- ( 2 ) 議案第 49 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画（案）について
- ( 3 ) 議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ( 4 ) 議案第 51 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- ( 5 ) 議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ( 6 ) 議案第 53 号 現況証明（非農地証明）について
- ( 7 ) 議案第 54 号 空き家に付随した農地の指定について

8. 会議の概要

事務局          会長に報告いたします。本日の出席委員は 12 名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議は成立します。

それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、会長をお願いいたします。

## (1) 開 会

議長

みなさん、こんにちは。暦の上では立秋と言うことは名ばかりのことかなと思っております。今年においては聞きなれない言葉、危険な暑さとか、記録的な、とか色々な言葉が出ております。その猛暑が、ここ何日かは猛暑とまではいかないけれど暑い日が続いています。そういう中、お忙しい中にご出席を頂きましてお礼を申し上げます。

また、先ほど局長から報告がありましたように互助会委員皆様から温かい、仏前に初盆の贈り物を頂きましたことに、安藤副会長、緒方の吉良委員、朝地の小野幸人委員、犬飼の岡本委員の5件であります。私が代表して皆様方にお礼を申し上げます、大変ありがとうございました。

さて、皆さんご存知の通り7月の西日本豪雨、台風7号と大変な農地・農業用施設に甚大な被害を与えておまして。まだまだ復旧のめどが立っておりません。農業者の農業に対する意欲が薄れていると新聞等で目にします。これを早期に国の支援を切望するところでもあります。このような高温と、そして豪雨等によりまして野菜の値段も高騰しております。1月の高騰と今回2度目の高騰。1月については、昨年10月11月の台風、長雨による日照不足が影響した訳であります。今回は豪雨による影響、それと高温による影響。特に白菜は、7月下旬は15キロが8千円程したと、前年比の180%くらい高いのかなと。きゅうりは5キロが7千円と。今現在は白菜にしろ、野菜は落ち着いたと。しかし、この豊後大野市の戦略品目であるピーマンについてはまだまだ高値が続いておると。しかしながら高温障害による廃棄も出ておると。量は本当に少ないわけであります。このような野菜の状況、また天候の方も落ち着いて頂きたいなと思います。その天候、温度の高い中に皆さん方には8月から始まりました農地利用状況調査があります。特に暑い中、まあ本日も1名の委員さんが熱中症で欠席ということもありますので、暑い中でありまして十分に身体の方に気をつけて調査の方お願い申し上げます。

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いします。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は12名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから平成30年第8回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時11分)

## (2) 議事録署名委員の指名

議長

日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。

1番 麻生祐三子 委員、2番 後藤綾子 委員をお願いします。

## (3) 報告事項

議長

日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。平成 30 年第 7 回定例総会から本日の平成 30 年第 8 回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料 1 にまとめております。

まずは、資料 1 をご覧ください。

その中から、※のついた 2 点について、2 ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。(資料 1 を朗読)

私からの報告は、以上です。

続きまして、各種報告ですが、今回は特にないようです。

#### (4) 議事

議長 これより、日程 4 の議事に入ります。

まず、議案第 48 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について及び議案第 49 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)については関連がありますので一括して説明いたします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の曲です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の 1 ページをご覧ください。議案第 48 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。平成 30 年 8 月 17 日提出 豊後大野市長 川野文敏(議案書に基づいて平成 30 年 8 月 20 日公告 予定分を朗読) 以上です。

引き続き、農用地利用配分計画について説明させていただきます。4 ページをお開きください。議案第 49 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)について農用地利用配分計画を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。平成 30 年 8 月 17 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く 5 ページをご覧ください。(議案書に基づいて農用地利用配分計画(案)を朗読) 以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第 48 号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 48 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 48 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第 49 号については、意見を求められております。  
これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案  
第 49 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 49 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の  
規定に基づく農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり、問題ないいたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうご  
ざいました。  
(とき、午後 2 時 21 分)

議長 それでは、再開します。  
(とき、午後 2 時 22 分)

議長 次に議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務  
局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 1 ページをご覧ください。  
「議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、  
地区審査会の報告を求めます。  
番号 1 番の 1 案件について、16 番 長野文重 委員にお願いいたします。

16 番委員 16 番 三重の長野文重です。8 月 9 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いた  
します。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さん  
への贈与による所有権移転であります。申請地は、譲渡人の父と譲受人の父との間に所有  
権移転の話ができており、これまで譲受人が水田として耕作してきました。今回、相続の  
手続き中に、所有権移転の手続きがされていないことが判明し、譲渡人と贈与での話がま  
とまり、申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は 96 アールとなり下限面積  
の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基  
準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番の 1 案件を 26 番 吉良郁雄 委員にお願いいたします。

26 番委員 緒方の吉良郁雄です。8 月 8 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 2 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲渡人は市外在住で農地の管理が困難であったため、これまで申請地の管理をお願いしていた譲受人に相談しました。譲受人も自宅に近く利便性が良い事から売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。なお、譲受人の世帯は、主に父が耕作を行っていますが、将来的に後継者となる予定の息子が申請者になっています。譲受人の権利取得後の経営面積は、123 アールとなり、下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 3 番の 1 案件を 37 番 衛藤幸也 委員をお願いいたします。

37 番委員 大野の衛藤幸也です。8 月 8 日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 3 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 有限会社●●●●●●●●●● 代表取締役 ●●●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲受人は市内の農地所有適格法人であり、これまで譲渡人所有の居宅を、社宅として利用するため借り受けていました。譲渡人は当該居宅や農地を相続しましたが、県外在住であり、今後の管理が困難であることから、整理を検討し、譲受人に相談をしました。譲受人も社宅として利用している居宅と申請地である農地が近く、利便性が良い事から、併せて買い受ける事で話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、1,345 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 50 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件についてこれより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 50 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 36 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第 51 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 1 ページをご覧ください。併せて

お手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第 51 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号 1 番の 1 案件を 11 番神志那静清 委員にお願いいたします。

11 番委員 11 番三重の神志那静清です。8 月 9 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、申請人 有限会社●●● 代表取締役 ●●●● さんの農地の転用の件についてであります。申請者は、平成 19 年 3 月に経営構造対策事業(強い農業づくり交付金事業)で申請地を含む農業団地を整備しました。平成 26 年 7 月より経営悪化のため、休止状態になり、売却を計画しました。今回売却手続きをするに当たり、申請地に集出荷施設及び進入路兼駐車場を許可を得ないまま整備していたため、必要面積分筆後追認申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分農用地区域内農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のアの (イ) の b 農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。以上報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 51 号の番号 1 番の 1 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 51 号の番号 1 番の 1 案件につきまして、許可基準の不許可要件に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 51 号の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 51 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についての番号 1 番の 1 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 2 ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番及び番号2番の2案件について、地区審査会の報告を求めます。

まず、番号1番の1案件を11番 神志那静清 委員にお願いいたします。

11番委員 11番三重の神志那静清です。8月9日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●さんへの所有権の移転に伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、市外の官舎で生活していますが、第3子の誕生に伴い手狭となってきたため、実家のある三重町内での家の新築を計画しました。農地以外で適当な土地を探しましたが、条件的な折り合いが整わず断念していたところ、実家の隣の申請地を見つけ譲渡人に相談しました。譲渡人も申請地の管理に困っていたため、売買の話がまとまり、申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分第3種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のエの(イ)の第3種農地の転用は、許可することが出来るに該当すると認められ、問題ないと認められました。以上報告します。

議長 次に、番号2番の1案件を1番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1番委員 緒方の麻生祐三子です。8月8日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、貸人●●●●さんから借人●●●●さんへの貸借権の設定に伴う、農地の転用の件についてであります。借人は、申請地近接地の実家で両親と妻、子ども1名の5名で生活していますが、老朽化が進んでおり、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、職場の近接地で新築を計画しました。農地以外で適当な土地を探しましたが、条件的な折り合いが整わず断念していたところ、父である貸人所有の土地が候補に挙がり、協議した結果、使用貸借することで話がまとまったため、必要最低限で分筆及び農振除外後に申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第52の番号1番及び番号2番の2案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第52号の番号1番及び番号2番の2案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第52号の番号1番及び番号2番の2案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番

及び番号 2 番の 2 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次、議案第 53 号 現況証明（非農地証明）について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 2 ページをご覧ください。  
「議案第 53 号 現況証明（非農地証明）について」  
（議案書のとおり、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について朗読）

議長 事務局の説明が終わりました。  
ここで、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について地区審査会の報告を求めます。  
まず、番号 1 番の 1 案件について、1 番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1 番委員 緒方の麻生祐三子です。8 月 8 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件については、申請者 ●●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、周辺が山林原野化したため、10 年程耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはありません。判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが困難で、仮に復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。周囲への影響については、申請地の周囲は、耕作している農地はなく、農道等もないため、周囲への影響は認められません。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められる。となりました。以上、報告します。

議長 次、番号 2 番及び番号 3 番の 2 案件を 8 番 小野伊八郎 委員にお願いいたします。

8 番委員 朝地の小野です。8 月 9 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。  
番号 2 番の案件については、申請者 ●●●●●さんから申請のありました非農地証明についてであります。申請地は、周囲が原野化したこともあり、10 年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはありません。判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが困難で、仮に復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。周囲への影響は、申請地の周囲は、耕作している農地はなく、農道等もないため、周囲への影響は認められません。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないとなりました。

次に番号 3 番の案件については、申請者 ●●●●●さんから申請のありました非農地証明についてであります。申請地は、元々耕作に不適な土地であったが、周囲が山林原野化したこともあり、20 年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはありません。判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが困難で、仮に復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。周囲への影響は、申請地の周囲は、耕作している農地はなく、農道等もないため、周囲への影響は認められません。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないとなりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 53 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 件について、これより質疑を許可します。



委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 39 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件につきまして、発行基準に該当するとの報告であります。

これから採決します。議案第 39 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 53 号 現況証明（非農地証明）についての番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、議案第 54 号 空き家に付随した農地の指定について を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。  
「議案第 54 号 空き家に付随した農地の指定について」  
(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件を朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。この議案につきましては、空き家バンクの物件に付随した農地の指定について審議するものです。

それでは、議案第 54 号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようでありますので、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第 54 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 54 号 空き家に付随した農地の指定については、原案のとおり決定されました。

議長 これをもちまして、平成 30 年第 8 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

(とき、午後 3 時 21 分)

議事録署名委員 1 番委員 麻生 祐三子

” 2 番委員 後藤 綾子